

## 国民健康保険に加入している方へ

【担当課】 国保年金課(区役所3階315番)

**70歳未満で人工腎臓を実施している慢性腎不全の方の「特定疾病療養受療証」の有効期限は、7月31日(水)までです**

引き続き該当する方には、新しい受療証を送付します。

【問い合わせ】 国保年金課 ☎5654 - 8212

**医療費が自己負担限度額までになります**

高額な医療費の一時的な支払い負担を軽減させるため、申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。平成31年度の住民税が非課税の世帯の方は、認定証を提示することで食事療養費などが減額されます。

【申請できる方】

**70歳未満の方** 国民健康保険料を滞納していない世帯の方

**70歳以上で次のいずれかに該当する方**

▶負担割合が2割の高齢受給者証をお持ちで、世帯の住民税が非課税の方

▶負担割合が3割の高齢受給者証をお持ちの方(住民税課税所得が690万円以上で70歳以上の国保加入者のいる世帯を除く)

※上記に該当しない70歳以上の方は、申請不要です。

【申請に必要な物】 国民健康保険被保険者証

※平成31年1月2日以降に葛飾区に転入した方は、前住所地の平成31年度の住民税課税(非課税)証明書(世帯全員分)が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

【申請・問い合わせ】 国保年金課 ☎5654 - 8212

**高齢受給者証をお持ちの方へ**

**7月16日(火)以降に新しい高齢受給者証を送付します**

【対象】 昭和19年8月2日～24年7月1日生まれの方

【有効期限】 8月1日～令和2年7月31日(昭和20年7月31日までに生まれた方は、誕生日の前日まで)

有効期限が切れた高齢受給者証は、国保年金課または区民事務所へお返しください。8月1日(木)以降にご自身で裁断し破棄しても構いません。

**負担割合判定基準**

一部負担金の割合	所得区分	負担割合判定基準
3割	現役並み所得者	同じ世帯で高齢受給者証をお持ちの方の中に、平成31年度住民税課税所得145万円以上の方がいる場合
2割	一般	同じ世帯で高齢受給者証をお持ちの方全員が、平成31年度住民税課税所得145万円未満の場合

**新しい高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の方へ**

平成30年中の収入額が次のいずれかに該当する場合、新しい高齢受給者証に同封の「基準収入額適用申請書」を提出すると、負担割合が2割になります。基準収入額以上の方は申請の必要はありません。

▷同じ世帯に高齢受給者証をお持ちの方が1人の場合で、その方の収入額が383万円未満

▷同じ世帯に高齢受給者証をお持ちの方が1人で、かつ旧国保被扶養者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方)がいる場合で、その方も含めた合計収入額が520万円未満

▷同じ世帯に高齢受給者証をお持ちの方が2人以上いる場合で、その方々の合計収入額が520万円未満

【申請に必要な物】 平成30年中の収入額が分かる物(確定申告書の控えなど)、マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カードなど世帯主と対象者の方のマイナンバーを確認できる物、届出者の本人確認書類(運転免許証など)、基準収入額適用申請書

【申請・問い合わせ】 国保年金課 ☎5654 - 8210

## 後期高齢者医療制度に加入している方へ

8月1日(木)から医療機関の窓口で支払う「一部負担金の割合」(負担割合)が変更になる方に、新しい後期被保険者証を、簡易書留・転送不要郵便で7月中旬から順次発送します(郵便局に転居届を出していても、転送されずに区役所へ返送されます)。現在お使いの後期被保険者証は、8月1日以降に同封の返信用封筒でご返送いただくか、国保年金課または区民事務所にお返しください。負担割合が変わらない方は、お手元にある後期被保険者証を引き続きお使いください。

**負担割合判定基準**

一部負担金の割合	所得区分	負担割合判定基準
3割	現役並み所得者	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方の中に、平成31年度住民税課税所得145万円以上の方がいる場合
1割	一般	同じ世帯で後期被保険者証をお持ちの方全員が、平成31年度住民税課税所得145万円未満の場合

**一部負担金の割合が3割の方へ**

平成30年中の収入額が次のいずれかに該当する方は、「基準収入額適用申請書」を提出し、認められた場合、負担割合が1割になります。

▷同じ世帯に後期被保険者証をお持ちの方が1人の場合で、その方の収入額が383万円未満

ただし、383万円以上でも同じ世帯の中に70～74歳の方がいる場合は、その方と後期被保険者の合計収入額が520万円未満

▷同じ世帯に後期被保険者証をお持ちの方が2人以上いる場合で、その方々の合計収入額が520万円未満

【申請に必要な物】 平成30年中の収入額がわかる物(確定申告書の控えなど)、印鑑、基準収入額適用申請書

【申請・担当課】 国保年金課(区役所3階315番) ☎5654 - 8528

**医療費が自己負担限度額までになります**

**負担割合が1割の方**

申請により、医療機関窓口での自己負担額と食事療養費などが減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

【申請できる方】

▷世帯員全員が住民税非課税の方(区分Ⅱ)

▷世帯員全員の所得額が0円の方(区分Ⅰ)

**負担割合が3割の方**

申請により、医療機関窓口での自己負担額が減額される「限度額適用認定証」を交付します。

【申請できる方】

▷同じ世帯の後期高齢者全員の住民税課税所得が690万円未満であり、かつ、一人でも住民税課税所得が380万円以上の方がいる(現役Ⅱ)

▷同じ世帯の後期高齢者全員の住民税課税所得が380万円未満(現役Ⅰ)

**既に認定証をお持ちの方**

平成31年度の認定証の交付対象者で、負担割合の変更がない方は、申請の必要はありません。新しい認定証を区分Ⅰ・Ⅱは7月22日から、現役Ⅰ・Ⅱは7月24日から順次送付します。

認定証の交付対象者で、負担割合の変更がある方には、7月中に申請書を送付します。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【申請・問い合わせ】 国保年金課 ☎5654 - 8212

### 国民健康保険料 休日納付相談

保険料の納付などでお困りの方はご相談ください。

【日時】 7月28日(日)

午前9時～正午

【会場・担当課】 国保年金課(区役所3階315番)

☎5654 - 8213



広告 内容については広告主にお問い合わせください。

夏休み限定! 先着50名様!

**ロボットプログラミング講座** 小3～小6

期間: 7月20日～8月31日

(日・月・8/13-17除く)

回数: 2回～(1回80分)

友だちといっしょに自由研究をしよう!

**個別指導Axis**

水元校 水元3-3-6 ☎03-5876-3647  
お花茶屋校 東堀切3-32-29 ☎03-6662-4687  
(受付: 10:30～20:00 火～土)

無料 8/2 **子ども歯医者さん体験**

ホントの歯医者さんごっこしよう!

「歯医者さん怖い」を「歯医者さん楽しい!!」に! ホントの歯医者さんが提供するリアルな職業体験です。

日時 2019年8月2日(金) 10:00～16:30

メリー歯科院内で開催

上記時間内で70～100分ほどのクラスになります 希望されるお時間は申込の際にお伺いします

対象 4歳～小学4年生

申込 体験のお申込みはインターネットでお願いします

(希望者多数の場合は抽選とさせていただきます)

申込締切: 7月19日(金) 午前10時

お申込は <http://www.dentalkids.net/> 主催: 子ども歯医者さん体験クラブ

軽費老人ホーム

**入居者募集**

◇60才以上、自立された方が対象の施設です

**月々99,310円～**

※上記は保証金30万を選択の場合

※食事代込

※公的補助あり

詳しくはお気軽にお問い合わせ下さい

社会福祉法人 いはる福祉会

ケアハウス **グレースビレッジ**

葛飾区鎌倉1-3-1

電話 **(5668)0294**